

令和2年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和2年12月4日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第75号 芸西村税条例の一部を改正する条例
- 議案第76号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第77号 芸西村債権管理条例の一部を改正する条例
- 議案第78号 芸西村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第79号 芸西村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第80号 芸西村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第81号 令和2年度芸西村一般会計補正予算(第4号)
- 議案第82号 令和2年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第74号 副村長の選任について

招集年月日 令和2年12月4日(金)

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前8時59分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	出欠	職員	氏名	出欠
村長	溝渕 孝	○	副村長	池本 尚彦	○
教育長	池田 美延	○	監査委員	大野 美智子	○
総務課長	都築 仁	○	会計管理者	筒井 義明	○
健康福祉課長	山本 裕崇	○	産業振興課長	岡村 昭	○
土木環境課長	松本 巧	○	企画振興課長	恒石 浩良	○
教育次長	佐藤 大輔	○	総務課長補佐	池田 豪	○
健康福祉課長補佐	池田 加奈	○	産業振興課長補佐	長崎 寛司	○
企画振興課長補佐	藤川 薫	○			

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	吉永 卓史
--------	-------

【議事の経過】

令和2年12月4日（金）

[8 : 59 開会]

《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和2年第4回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

《諸般の報告》

○ 池田 廣 議長

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。監査委員から8月、9月、10月の例月出納検査の結果報告、並びに芸西村議会会議規則第129条第1項の規定により、令和2年9月10日に決定されました議員派遣について、派遣議員からの報告書が、お手元に配布のとおり提出されております。以上をもって、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によりまして、本定例会を通じて、6番安芸友幸君、7番小松康人君を指名をいたします。

《日程第2》

○ 池田 廣 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長小松康人君。

○ 小松 康人 議員

おはようございます。

〔「おはようございます」の声〕

議会運営委員会報告をいたします。去る、11月26日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日12月4日から10日までの7日間とするものです。本日は、まず、村長提出の議案第75号から第82号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第74号の説明を受け審議・採決を行っていただきます。5日から8日までは議案精査のため休会といたします。9日は一般質問を行っていただきます。10日は議案第75号から第82号までの審議・採決並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。以上が、本定例会の会期日程でございます。本議会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしく願いいたします。

○ 池田 廣 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月10日までの7日間にすると思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。従って、会期は本日から12月10日までの7日間に決定をいたしました。

《行政報告並びに提案理由の概略説明》

○ 池田 廣 議長

村長より、行政報告並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。

〔「おはようございます」の声〕

本日は、12月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

まず、議案説明に先立ちまして、私の村政に対する所信の一端と、あわせまして一言ご挨拶を申し上げます。私は、先般の村長選挙におきまして、村民の皆さまのご支援、ご厚情を賜り、引き続き村政のかじ取り役として、2期目の重責を担わせていただくこととなりました。先の6月議会におきましても、一般質問にお答えする形で、1期4年間の総括とそれぞれの分野における課題、今後の方向性などを述べさせていただいたところでございます。特に本年度は、予想もしなかったコロナ禍という、村民の皆さまにとって、極めて深刻かつ緊張を強いられる日常にあつて、村としては、感染防止対策の徹底と経済の維持・活性化という、いわば二律背反のことを同時に成し遂げ、突破口を見いださなければならない状況にあります。難易度の高いハードルが目の前に立ちただかっておりますが、与えていただきました4年間で「芸西村で暮らす幸せを今まで以上に感じていただきたい」「困難な状況下でも、芸西村の底力を十分に発揮するにはどうすれば良いか」という重責を胸に、諸課題を真つすぐに捉えながら、村政浮揚に全力を傾けてまいり所存であります。

議員の皆さまには、村政発展という目標は同じでございますが、執行部と議会という両輪を担うお立場から、今後一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、改めて心からお願いを申し上げます。

それでは、行政運営を行うに当たりまして、基本的な考えを申し上げます。

国におきましては、9月に発足いたしました菅内閣では、政権の掲げてきた「経済の再生」を継承しつつ、新型コロナウイルスとの戦いの中で、地方の良さが見直されていると捉え、農業改革などによって地方への人の流れをつくり、地方を活性化させることによって日本の経済を浮上させること、また人生百年時代を迎え、予防や健康づくりを通して健康寿命を延ばす取り組みを進めることなどを軸に、その方針を示しております。

私も4年前に、村長という極めて責任重大な立場を頂きまして以来、各分野に山積する重要課題に取り組んでまいりましたが、今後におきましても現在のコロナ禍にあつて、行政運営の難易度はますます高まる中、常に村民の「命を守り」「生活を支え」「村の勢いを絶やさない」ことを念頭に、村民の皆さまの声に耳を傾け、今、行政として何をしていかなければならないかの取捨選択の判断を的確に行いながら、進むべき道への糸口を導き出してまいります。

まず、社会増の継続につきましては、村長に就任当初からの継続課題でございます。1期目には、津野、浜浦などへの移住促進住宅の増設や、西分猫谷地区への下水道整備などによる住宅建設戸数の増加に加えまして、移住者向けの分譲宅地造成工事にも着手しております。おかげさまで、実績としてこの4年間で64人の社会増となっております。引き続き、人口減少に歯止めをかけながら、移住・定住対策に努めてまいります。

次に基幹産業の振興ですが、村の基幹産業である農業は、1農家当たりの農業産出額が2位を大きく引き離し、県下で1位となっております。これは、村が早くから圃場整備に取り組んできたことに加え、農家の皆さまはじめ関係各位のたゆまぬご努力の賜物に他なりません。村としましても、これに甘んじることなく、4年間でレンタルハウスは30戸、環境制御技術高度化事業は113戸へ補助を行うなど積極的に基幹産業の下支えを行い、一定の成果を出せたと感じております。しかしながら、ご承知のとおり本年度は花卉農家を中心に新型コロナの影響を大きく受けましたので、今後は関係機関と協議を行い、こうした将来起こりうる不測の事態が起きた場合に、その影響を最小限にとどめるための必要な対策を協議しておかなくてはなりません。村の産業構造を考えます時、基幹産業の充実発展が村の財政基盤の充実につながり、結果として他の各分野の重要施策への必要な予算配分が可能となってまいりますので、村全体の地域活力の維持・向上のためにも、重点的な取り組みを継続をしております。

また、商工業・水産業につきましても、事業者の生活はもとより、村民の経済活動を支えるために、その活力を維持していかなければなりません。本年度は特に、新型コロナにより深刻な影響を受けております。

これまで、国による持続化給付金制度を補完する形で、村独自の給付金の支給、あるいは県との連携による休業要請協力金の負担、外食事業者支援事業、生活支援地域振興券の発行、漁業者燃料費差額補填などの対策を講じてまいりましたが、依然として厳しい経営環境が続いております。引き続き、個々の事業者の置かれている実情把握に努め、また近隣市町村の動向なども十分に参考にしながら、各種補助制度の適用など必要な対策を協議してまいります。

次に、福祉分野においては、これまで高校生までの医療費助成や、児童インフルエンザ予防接種助成、児童発達支援センターを活用した療育支援の充実、地域コミュニティーバス「おでかけバス」の運行開始など、他にもさまざまな施策に取り組んでまいりました。今後におきましては、子育て世代が安心して子育てができ、子ども自身が生きる力を身につけていけるよう、産前からの切れ目のない支援や相談体制、医療・福祉・教育等関係機関との連携強化に取り組んでまいります。また、近年国において、介護やケアの場を施設から在宅への移行が重視され、地域で包括的な支援やサービス提供体制を構築することが求められております。これに伴い、高齢者や体の不自由な方々が、住み慣れた地域で暮らし続けていただけるよう、ご家族、医療、介護、関係団体など、それぞれの分野が連携し、地域一帯で支える「地域包括ケアシステム」のさらなる機能充実に取り組み、安心や豊かさを実感しながら日々を暮らせる村の実現を目指してまいります。

次に、教育施設につきましては、全体的に老朽化が進み、日頃から保・幼・小・中の各施設の保護者や関係者の方々から、「建て替えはどうか」との声をいただいております。人口減少に歯止めをかけ、移住・定住対策を進めたとしても、少子高齢化の大きな波は確実に進んでまいります。そのような中、村の将来像を考えた時、それぞれ順次建て替える方法もありますが、これらの教育施設を整理統合して1カ所に整備し、義務教育終了まで一貫性のある教育環境として整えることも、重要な選択肢の一つと捉えております。どの選択肢を取りましても、大変大きな事業費になりますので、新施設の在り方について、その財源をどう捻出するのか、また、災害から児童生徒の命をどう守るのか、等々のさまざまな観点から煮詰め、具体的な道筋をつけてまいります。

次に、治水対策ですが、まず県営事業の和食ダムにつきましては、左岸の再掘削も順調に進んでおりまして、瓜生谷地区の河川改修事業にも着手しております。引き続き、ダム事務所や地元対策協議会と連携して、また議会の皆さまとも情報を共有しながら進めてまいります。一方、長年の課題であります和食川導流堤の閉塞問題の解決に向けましては、村民の命と財産を守る命題でもあります。技術的な検証や財源問題など、多くの課題はありますものの、時間をかけて結論を待つべきことは許されませんので、昨年初めて開催した関係者による検討会議を重ねまして、具体的な対策案を早期に見いだしていただくよう強く求めてまいります。

次に、新型コロナウイルスへの対応につきましては、皆さま様に「コロナ疲れ」と「感染予防対策への慣れ」両方があると思いますが、冬場に差し掛かり、全国的に急速な感染拡大が続いております。

村におきましても、これまで国の臨時交付金などを活用して、花卉農家への支援や地域振興券の発行、外食への一部補助などを含みます43の支援策に取り組んでおりますが、今後の感染の状況を見据えながら、必要な対策を講じなければなりませんし、そのためには他の市町村や県と連携し、国に対し迅速な判断、そして財源的な要望も重ねてまいります。

以上、所信の一端について簡単に述べさせていただきましたが、観光政策や防災・減災対策の推進、ふるさと納税や集落活動センター事業の推進など、他にもまだまだ多くの課題がございます。いずれにいたしましても、財源には限りがありますが、待ったなしの課題も多くございます。事業の執行にあたりましては、堅実な財政運営の上に立って、事業内容を精査し熟度を高めながら、できる限り早期に執行できますよう努めてまいります。つきましては、これらの推進に関し、議員の皆さま、そして関係各位から広くご意見を頂戴してまいりたいと考えておりますので、改めてよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案に先立ちまして、現在の事務・事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

まず、人事ですが、令和3年4月採用予定の職員採用試験は、9月に一次試験、10月に二次試験、11月に三次試験を実施しており、一般行政職と保健師を採用予定です。

選挙は、10月25日に投開票が行われました村長選挙の投票率は、60.50%となり、前回平成8年の84.88%から24.38ポイント減少しました。あわせて行われました村議会議員補欠選挙も、60.24%で、前回平成26年の61.43%から1.19ポイント減少し、いずれも村の選挙としては過去最低の投票率となりました。しかしながら、入場ハガキの裏面に宣誓書を印刷することで、期日前投票は年々増えており、今回投票した方の約

44%が投票日前日までに投票したという結果になっております。今後も引き続き対策も検討しながら、投票率の向上につなげていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、職場の感染予防対策としてのパーテーション設置やトイレのドアノブを撤去し、足や肘でも開閉できるよう改修いたしました。また、各部落の集会所等感染症対策用品購入については、順次各部落へ配布する予定です。

ふれあいバスリース事業については、11月16日に納車されております。

地域振興ですが、地場産品直販所かつば市は、コロナ対策を含めた商品陳列棚のレイアウト変更作業を1月に実施する予定です。店内への感染防止対策を図るとともに、より充実した品揃えへの対応が可能となるものと考えております。集落活動センター事業は、白玉糖を使った焼き菓子を商品開発し、かつば市での販売やふるさと納税の返礼品としても取り扱っております。また、パンフレットを作成し、活動内容の広報も行っております。

観光振興ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した芸西村飲食店応援事業は、来店者の評判も良く、新しい客層やリピーターも増え、店舗や村のPRにつなげることができました。また、観光活性化支援補助事業は、10月末現在で、宿泊施設やゴルフ場等村内対象施設において、延べ9369人のご利用をいただきました。10月に予定しておりました竹灯りの宵は、新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み開催中止となりましたが、ロイヤルホテル土佐で小規模の竹灯りを10月1日から11月30日まで展示しました。

統計業務ですが、10月1日基準日の国勢調査は、全ての調査区で調査が完了いたしました。現在は、本年度末から来年度当初にかけて実施される労働力調査に向けた準備を行っております。

地域公共交通ですが、おでかけバス運行事業は、自家用有償旅客運送の更新登録手続きを四国運輸局高知運輸支局に行いました。今後は来春に予定されているサンシャインの移転を踏まえ、ルートやダイヤ等の改正を検討してまいります。高知県中山間地域生活支援総合補助金を活用した、バス停の設置事業については完了いたしました。また、コロナ対策事業としての村内公共交通事業者支援事業につきましては、対象事業者への補助金交付が完了しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、これまでに2億1700万円余りの交付が決定しており、10月30日現在で43事業中24事業が実施済み、19事業が実施中、交付額に対して100%の執行見込みとなっております。

次に、ふるさと納税は、11月16日現在で7億8122万円、前年同月比520.9%の寄附が寄せられております。新たな取り組みとして、交流のある大川村との協定により、それぞれの人気商品を組み合わせた共同返礼品を開発し、10月上旬より寄附の受付を開始しております。また、寄附の集中する年末に向けた体制は、ワンストップ特例申請受付業務の外部委託や、会計年度任用職員2名を増員して対応いたします。

次に、住民福祉・保健衛生です。10月には福祉館で、食生活と認知症予防の健康教室を行い11名の参加があり、食と認知症に関する知識を深めました。11月から各ふれあいセンターを中心にフレイル（心身の活力低下）予防を目的に栄養教室を行っております。新型コロナウイルス感染症の広報活動としまして、9月下旬には、発熱などの症状がある人が身近な医療機関で相談やPCR検査が可能になったこと、11月下旬には、年末年始を迎え感染リスクが高まる場面での注意点に関する広報を行いました。10月1・2日、11月25日には村民会館で集団健診の結果説明会を行い110名の参加がありました。なお、健診結果が一定数値以上の方には、重症化予防としまして個別指導を行うとともに、医療機関へつなぐ取り組みも継続して行っております。

次に、地籍調査の一筆地調査は、平野部、山間部ともに10月末に完了し、面積確定に向け測量工程に着手しております。30年度調査の山間部、平野部ともに認証請求しており、1月には高知地方法務局安芸支局へ成果品を提出する予定です。

移住促進は、11月29日には大阪で開催されました、高知暮らしフェアにオンラインで参加し、村の情報を発信しました。今後も引き続き各相談会へ参加することで移住促進につなげたいと考えております。移住促進住宅の正路1は、現在、空き家となっております。ホームページにて募集しております。分譲用宅地造成工事は、現在、北側の基礎ブロック工事を施工しており3月中旬完成を目指しております。

次に、農業振興ですが、6月補正予算に計上しておりました花卉農家支援事業は、10月12日から毎週月、水、木に村の公共施設、庁舎各課、各ふれあいセンター、保、幼、小、中学校ですが、へ村の花を使用した

アレンジメントを飾っております。高知県広域食肉センターの老朽化に伴う建設費用負担は、新型コロナウイルスの影響等により、実施設計及び建設工事の発注などが延期になることから、今回、債務負担行為の期間変更をしております。園芸用ハウス整備事業は後期の5件中4件は既に入札し、現在建設工事が進められております。残りの1件についても12月中に入札が行われる予定です。環境保全型農業の取り組みとして、花卉農家の防虫ネット等導入事業及び暴風対策としての農業用ハウス強靱化事業は完了しました。両事業ともに補助金額が確定したことから予算を減額しております。新規就農を目指す方1名が高知県農業担い手育成センターでの6カ月間の研修が終了し、現在は地域の受入農家の下で引き続き研修を続けております。有害鳥獣対策では、11月14日までの猟期外に駆除した有害鳥獣頭数はシカ175頭、イノシシ68頭となっており、捕獲頭数は昨年より減少しております。

林業は、10月20日に枯損松の調査を行い、伐倒しなければならない松は15本ありますので、順次伐倒駆除してまいります。

水産は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者を支援するため、3月から6月まで魚価下落分に対して燃料費の一部を補助する水産業活力支援事業については10月末に完了いたしました。

商工は、国の持続化給付金制度の対象とならない法人、個人事業者を対象に村独自の給付金の申請を8月末まで受け付けし、個人事業者10件、法人事業者1件が確定したことから予算を減額しております。

住宅は、建て替え予定の北芝団地の設計は、現在入居されている方々のご意見を伺いながら進めており、2月末に完了予定です。

次に、土木関係では、起債事業の舗装工事と林道赤野川線の栈道改修工事が完成しました。ダム事業に関連する瓜生谷地区の河川改修は、県に施工委託している西地橋の架け替え工事に着手しています。本格的な工事が始まると村道が終日通行止めとなるため、県と連携し地元とも協議しながら工事を進めてまいります。ダム工事では、掘削作業が進みタワークレーンも活用して土砂の搬出ができるようになります。そのため、新旧2つの残土場に分けて土砂を運ぶことになるため、旧残土場追加分の土地賃貸借契約と立竹木の補償契約を県と締結しました。また、高規格道路事業では、土佐国道事務所におきまして西分地区の道路本線の詳細設計を進めておりますが、盛土構造内の排水路の構造について西分地区対策協議会と設計内容に関する協議を行いました。来年度に拡幅工事を予定しているサンシャイン東側の村道シルデン線につきましては、拡幅に必要な道路用地について、サンシャインと土地の売買契約を結び、分筆の手続きを進めております。治水対策では、和食排水機場の3号ポンプの電気設備更新工事の設計業務を発注しました。本年度は台風の接近も少なかったこともあり、公共施設や農業用施設への大きな被害もなく乗り越えることができました。災害対策では、長谷地区で急傾斜地崩壊対策事業の計画を進めており、県による現地の測量調査が進められております。また、西分郷西地区でも住宅地の上流部に県営事業による砂防堰堤の建設が検討されており、近隣の地権者の方とも相談して、今後事業を進めていきたいと考えております。

次に、消防関係では、全国火災予防運動の実施に合わせ、11月9日に村内の巡回パレードを行い、その後各分団で、消火栓、防火水槽の点検も実施しました。11月15日には抜き打ち訓練を行い、瓜生谷椎の潤橋付近の山林火災を想定し、各分団が協力しスムーズに消火訓練が実施できました。これから火災の多くなる季節となりますので、今後も広報活動等を行ってまいります。防災関係では、資機材再整備事業として、西分第一、和食浜東、中村、北組部落が資機材整備を行う予定です。災害用備蓄品購入事業として、水、アルファ米、ビスケット類の納品は完了し、マスク、災害用一体型トイレについては契約済みです。

次に教育です。学校教育では、小学校で11月20日に防災教育研究発表会を行い、全学年で公開授業を実施し、村内外から多数の学校関係者に来校していただきました。中学校では、野球部が、清水ヶ丘中学校と連合を組み、10月末から開催された全国大会予選を兼ねた高知県中学校新人野球大会で、準優勝の成績を収めました。また、高知県児童生徒表彰のスポーツ部門において県総体で優勝した陸上部の3年生1名の受賞が決定しました。屋上防水工事は、天井補修を含めて11月末に完成しました。感染症予防を目的とした手洗い及び小便器の自動水洗化工事も完成しております。社会教育では、11月9日に、山田直子さんが、竹の子笠づくりで、厚生労働省から卓越した技能者に贈られる、「現代の名工」を受賞しました。関連企画として、美術館において「宮崎家の手仕事展」を開催しております。憩ヶ丘運動公園運動広場LED照明化改造工事については10月7日に契約し、資材調達後、1月から現場での工事に入る予定です。

次に、特別会計です。

まず、国民健康保険ですが、特定健診の受診率向上に向けた取り組みとして、本年度はハガキによる受診

勸奨を行っております。10月14、15日には、村民会館で、がん検診、集団健診を行いました。特定健診の受診者は、2日間で72名、前年比22名減となっております。8月末時点の受診率の速報値は17.9%で、前年同時期と比較すると5.3%減となっております。

上下水道ですが、簡易水道事業では、長谷寄、北組、堀切地区の老朽管布設替工事を行っております。また、入野水源地の電気設備更新工事と高規格道路建設に伴う本管移設の設計業務も発注しております。公営企業会計の導入準備では、上下水道会計とも固定資産調査と基本方針の策定業務を行っております。

12月補正の主なものは、歳入では、額確定による普通交付税の増額、ふるさと納税寄附金、その他事業費確定による国・県補助金、地方債を計上しております。歳出では、ふるさと納税事業の増額のほか、確定した新型コロナウイルス感染症関連事業その他の事業費を減額しております。

本議会に提案いたしました議案は、人事案件1件、条例6件、補正予算2件の合計9件です。詳細は、担当課長等に説明させていただきますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いをいたします。

○ 池田 廣 議長

以上で、村長の行政報告並びに提案理由の概略説明を終わります。

《日程第3》

○ 池田 廣 議長

次に日程第3、議案第75号から議案第82号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。議案第75号芸西村税条例の一部を改正する条例を説明します。令和2年度税制改正において、市中金利の実勢を踏まえ、利子税、還付加算金等の割合の引き下げが行われ、令和2年3月31日に交付された所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正により国税における利子税等の割合の見直しが行われております。また、同日に交付された地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正が行われ、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等が見直しされます。具体的には、国税の改正に合わせ、特例基準割合の引き下げが行われ、特例基準割合の用語自体も見直されたことによる改正で、施行日は令和3年1月1日です。

続きまして、議案第76号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を説明します。今回の改正は、国の税制改正における個人所得税の所得課税の見直しにより給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除の10万円引き上げが行われることに伴い、所得情報を活用している国民健康保険制度において、負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう国民健康保険法施行令の一部改正に伴い条例改正を行うもので、令和3年度以降の国民健康保険税に適用されます。

続きまして、議案第77号芸西村債権管理条例の一部を改正する条例を説明します。今回の改正は、村税の滞納処分の執行停止基準に準じて、本条例第15条の債権の放棄が可能となる事由に、「生活保護相当であり、債権履行の見込みがない場合」、「債権に法律上の争いがあり、村が勝訴する見込みがない場合」、「債務者の死亡、行方不明等により徴収が困難な場合」、「住宅新築資金貸付金等において、国及び県が徴収困難と判断し、債権回収に対する助成金が交付される場合」の4つの事由を新たに追加するものです。以上です。

○ 池田 廣 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。議案第78号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。今回の条例改正は、租税特別措置法等の一部改正に伴い、延滞金に係る用語である特例基準割合が延滞金特例基準割合に改められたことから、所要の改正を行うものです。

次に、議案第79号芸西村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明します。今回の

条例改正は租税特別措置法等の一部改正に伴い、延滞金に係る用語である特例基準割合が延滞金特例割合に改められたことから、所要の改正を行うものです。

続きまして、議案第 80 号芸西村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明します。今回の条例改正は、本条例に関係する省令の一部改正に伴い、省令と同様の基準内容に改正を行うものです。改正の主な内容は、本年度末までに居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員とするものですが、主任介護支援専門員の確保が困難である場合などやむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができるものです。芸西村の現在の居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員が行っており、基準を満たしておりますので影響はございません。

○ 池田 廣 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第 81 号令和 2 年度芸西村一般会計補正予算(第 4 号)を説明します。1 ページをお願いします。

令和 2 年度芸西村一般会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 10 億 3988 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63 億 3691 万 4 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第 2 条、債務負担行為の変更は、第 4 表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の変更は、第 5 表地方債補正による。

8 ページをお願いします。第 4 表債務負担行為補正。期間の変更です。新食肉センター建設負担金、変更前の期間令和 3 年度、変更後の期間令和 3 年度から令和 4 年度まで。

9 ページをお願いします。第 5 表地方債補正。追加。起債の目的は緊急浚渫推進事業、限度額 200 万円、起債の方法は証書借入または証券発行。利率 5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金についてはその資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

10 のページをお願いします。歳入です。

(10 p) 33 款 5 項 5 目、地方特例交付金 100 万 7 千円増。額確定によるものです。

(10 p) 35 款 5 項 5 目、地方交付税 2 億 4506 万 4 千円増。こちらも額確定によるものです。

(10 p) 45 款 5 項 5 目、農林水産業費分担金 75 万円増。災害復旧工事に係る分担金です。

(10 p) 10 項 5 目、民生費負担金 157 万 6 千円増。広域保育に係る負担金です。

(11 p) 55 款 5 項 5 目、民生費国庫負担金 391 万円減。サービスの利用見込み等によるものです。

(11 p) 10 項 3 目、総務費国庫補助金 1319 万 5 千円減。事業費の確定したものを減額しております。

(11 p) 60 款 5 項 5 目、民生費県負担金 195 万 5 千円減。サービスの利用見込みによるものです。

(11 p) 10 項 5 目、総務費県補助金 878 万 8 千円減。事業費の減によるものです。

(12 p) 20 目、農林水産業費県補助金 190 万 5 千円増。事業費の確定したものを減額し、集出荷場の空調設備の改修への補助金を計上しております。

(12 p) 25 目、消防費県補助金 190 万 5 千円減。本年度予定していた防災マップの作成に係る補助金を減額しております。

(12 p) 30 目、教育費県補助金 5 万 2 千円増。

(12 p) 35 目、農林水産施設災害復旧費県補助金 75 万円増。

(12 p) 70 款 5 項 5 目、一般寄附 10 億円増。ふるさと納税の収入見込みの増加によるものです。

(13 p) 75 款 5 項 5 目、基金繰入金 1 億 8438 万 千円減。基金からの繰入額を減額しております。

(13 p) 85 款 15 項 10 目、雑入 91 万 4 千円増。

(13 p) 90 款 5 項 45 目、一般単独事業債 200 万円増。江戸川浚渫工事に係るものです。

続きまして、歳出です。

(14 p) 5 款 5 項 5 目、議会費 15 万 8 千円増。

(14p) 10 款 5 項 5 目、一般管理費 514 万 8 千円増。会計年度任用職員の社会保険料の増額が主なものです。

(14p) 20 目、財産管理費 563 万 5 千円減。事業費が確定したものを減額しております。

(14p) 50 目、電子計算費 52 万 8 千円増。

(15p) 55 目、地域公共交通費 148 万減。事業費確定による減額です。

(15p) 10 項 5 目、税務総務費 30 万円増。

(15p) 10 目、賦課徴収費 67 万千円増。

(15p) 15 項 5 目、戸籍住民基本台帳費 29 万 5 千円減。

(15p) 25 項 15 目、地籍調査費 1280 万千円減。事業費確定による減額です。

(15p) 35 項 5 目、企画費 5 億 6984 万 9 千円増。ふるさと納税事業に関する費用を増額し、イベント関連を減額しております。

(16p) 15 款 5 項 5 目、社会福祉総務費 939 万 8 千円減。事業費の確定または見込みにより減額しております。

(17p) 15 目、老人福祉費 192 万 6 千円増。事業費の確定したものを減額し、後期高齢者医療事業への過年度精算金及び介護保険会計への繰出金を増額しております。

(17p) 10 項 15 目、児童福祉施設費 63 万 5 千円減。

(18p) 20 款 5 項 5 目、保健衛生総務費 206 万 9 千円増。会計年度任用職員を 1 名追加し、訪問用の公用車を 1 台購入するものです。

(18p) 10 項 10 目、塵芥処理費 110 万円増。主に、粗大ごみの処理量の増加によるものです。

(19p) 25 款 5 項 15 目、農業振興費 35 万 5 千円増。事業の確定したものを減額し、県補助で集出荷場のコロナ対策として空調設備の改修を新たに計上しております。

(19p) 25 目、農地費 9 万 2 千円減。

(19p) 10 項 5 目、林業振興費 39 万 5 千円減。

(20p) 15 項 5 目、水産振興費 31 万 9 千円減。

(20p) 30 款 5 項 5 目、商工振興費 620 万円減。主に、事業費の確定による減額です。

(20p) 35 款 15 項 5 目、河川総務費 26 万円増。

(20p) 10 目、河川改良費は財源内訳の変更です。

(21p) 40 款 5 項 25 目、災害対策費 381 万円減。県が指定する土砂災害特別警戒区域の指定が年度末へずれ込むため、村が作成を予定していました防災マップを翌年度へ変更するため減額しております。

(21p) 45 款 5 項 10 目、事務局費 66 万 6 千円減。

(21p) 10 項 10 目、教育振興費は財源内訳の変更です。

(21p) 20 項 5 目、幼稚園費 116 万 9 千円増。会計年度任用職員を 1 名追加するものです。

(22p) 25 項 5 目、社会教育総務費 371 万千円減。ALT の来日が遅れたことによる報酬の減額が主なものです。

(22p) 10 目、社会教育施設費 98 万円減。

(22p) 30 項 5 目、保健体育総務費 91 万 3 千減。

(22p) 10 目、体育施設費 39 万 9 千円減。

(23p) 50 款 5 項 5 目、農地災害復旧費 150 万円増。7 月豪雨による災害復旧工事です。

(23p) 60 款 10 項 5 目、財政調整基金費 3 億 4124 万円増。

(23p) 85 目、ふるさと応援基金費 1 億 6134 万円増。ふるさと納税寄附金から必要経費を差し引いた残りを基金へ積み立てることとしております。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

○ 池田 廣 議長
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長
議案第 82 号を説明します。1 ページをお願いします。
令和 2 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1115万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5794万8千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いします。2、歳入。

(6p) 5款5項5目、第1号被保険者保険料18万4千円の減。

(6p) 20款5項5目、介護給付費負担金173万円の増。

(6p) 10項5目、調整交付金71万3千円の増。

(6p) 20目、保険者機能強化推進交付金92万6千円の増。

(7p) 23目、介護保険保険者努力支援交付金88万6千円の増。

(7p) 25目、介護保険事業費補助金108万3千円の増。

(7p) 25款5項5目、介護給付費交付金253万8千円の増。

(7p) 30款5項5目、介護給付費負担金132万5千円の増。

(8p) 45款5項5目、介護給付費繰入金117万5千円の増。

(8p) 20目、その他一般会計繰入金96万千円の増。

続きまして、3、歳出。

(9p) 5款5項5目、一般管理費192万円の増。

(9p) 10款5項5目、居宅介護サービス給付費200万円の増。

(9p) 15目、地域密着型介護サービス給付費300万円の増。

(9p) 25目、施設介護サービス給付費300万円の増。

(9p) 10項5目、介護予防サービス給付費80万円の増。

(10p) 20項5目、高額介護サービス費60万円の増。

(10p) 25款の地域支援事業費は補正額0円で、財源内訳の変更となります。

(12p) 30款5項5目、介護給付費準備基金積立金26万3千円の減。

(12p) 40款5項5目、第1号被保険者保険料還付金2万3千円の増。

(12p) 10目、償還金7万3千円の増。

今回の主な補正は、令和3年度からの税制改正や、介護報酬改定等に伴うシステム改修費や、村が行う介護予防事業等の取り組みに対して交付される保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金の交付に関連する予算と、施設介護サービス費等の利用者増加に伴う介護給付費の増額に関連する予算を計上しております。

○ 池田 廣 議長

暫時、休憩します。

[休憩9:50]

○ 池田 廣 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開9:58]

《日程第4》

○ 池田 廣 議長

日程第4、議案第74号副村長の選任についてを議題にします。本議案の関係上、池本尚彦君の退席をお願いします。 [池本尚彦氏退場]

提案者の提案理由の説明を求めます。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

議案第74号は副村長の選任につきまして、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるところでございます。選任したい者の住所は、(議案書により、住所、氏名、生年月日を説明)。任期は、令和3年1月1日から令和6年12月31日までであります。学歴及び職歴につきましては、記載のとおりであります。何とぞご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[挙手する者あり]

5番仙頭一貴君。

[仙頭議員「はい。」の声]

仙頭一貴君。

[仙頭議員「はい。賛成か、反対か聞かれんがですか。」の声]

[吉永局長「賛成か、反対か」の声]

賛成ですか、反対ですか。

○ 仙頭 一貴 議員

反対です。

○ 池田 廣 議長

仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

反対討論を行います。私たち村民が、今期、副村長に一番してもらいたかった仕事は、何であったのでしょうか。副村長が就任時に挨拶で言われた「村民の皆さん、村長、議会、役場職員、各関係団体と汗をかいていきたい」という曖昧なことではなく、村外の自治体から来た新しい村長のサポートやフォローだったと思います。しかし、今回の村長選挙の結果を受けて、高知新聞でも掲載されたように、政策も目立った新しいものもなく、大きな失点もないが評価できるものもないというものでした。これは副村長のサポート不足が一因にあると思います。新しい村長に村民が期待した新しい血脈を村政に生かすことができなかった村民の評価です。また、副村長の評価として職員からは、「新しいことに取り組まない。対応できない。特定の人からの意見のみを聞く。」といった声も聞かれ、「管理職でありながら職場環境を悪くしている。」という声も聞かれました。高知新聞の紙面で村長が語ったように、批判の声を率直に受け止め、指示に変えていく。また、先ほども言われましたが、所信表明では、重責を胸に、諸課題を真つすぐに捉えながら、村政浮揚に全力を傾けていかれるのであれば、村政の要である副村長にも新しい人材が必要だと思えます。以上で反対討論を終わります。

○ 池田 廣 議長

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

暫時休憩します。

○ 池田 廣 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

よって、池本尚彦氏の任命に同意しないことに決定をいたしました。

《散会》

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

[10:00 散会]